

平成31年度 新庄市新製品開発支援事業費補助金 公募要項

本市の中小企業者が、新製品、新技術等の研究開発を行うために必要な経費の一部について、補助金を交付します。

【補助対象者】

次のいずれにもあてはまる事業者が対象です。

- (1) 市内に事務所、事業所を有する中小企業者であること。(個人・法人)
- (2) 製造業を主たる事業として営んでいること。
- (3) 平成30年度にこの補助金の交付を受けていないこと
- (4) 市税の滞納がないこと。

【補助対象事業】 新製品、新技術等を開発する事業

【補助率・補助金額・補助対象経費】

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1
- (2) 補助金額 100万円以内
- (3) 補助対象経費
 - ・ 原材料費及び副資材費
 - ・ 委託費及び外注加工費
 - ・ 技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費
 - ・ 性能検査費
 - ・ 知的財産等関連経費

【補助事業実施期間】

交付決定日から実績報告書の提出日、または令和2年2月末日まで

【申請方法】

新庄市商工観光課 企業立地・商工振興室まで以下の書類を添付して申請下さい。

※様式等は新庄市公式ウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用下さい。

<提出書類>

- (1) 新製品開発支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 新製品開発支援事業計画書（様式第2号）
- (3) 新製品開発支援事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 前年度の決算書の写し
- (7) その他必要書類等

【募集スケジュール】

応募受付	5月27日（月）～6月21日（金）
審査会※1	6月下旬～7月上旬（詳細は別途連絡します。）
交付決定通知※2	7月上旬
実績報告書提出期限	補助事業完了から30日を経過した日、または令和2年2月末日のいずれか早い日まで
補助金の交付手続	申請企業を訪問して、受理した実績報告書をもとに実績確認を行い、事業完了と認められた場合に補助金を交付します。

※1 新規性・先進性、実現可能性、投資効果、事業に対する取り組み姿勢等を総合的に判断し、採択決定します。

※2 結果（不採択理由等）に関する問い合わせには、お答えいたしかねますのでご了承ください。

【申請先・問い合わせ先】

新庄市商工観光課 企業立地・商工振興室

電話：29-5847（直通）

E-Mail：syokou@city.shinjo.yamagata.jp